

令和6年度の後期高齢者医療保険料

保険料の計算方法

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する『均等割額』と、前年の所得に応じて負担する『所得割額』の合計で計算します。令和6年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

均 等 割 【1人当たり保険料】 52,953円	+	所 得 割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和5年中の所得 - 最大43万円の控除) × 11.79%	=	1年間の保険料 【限度額80万円】 (100円未満切り捨て)
--	---	---	---	---

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します

※所得とは、前年の『収入』から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです

※前年の所得金額により、所得割に適用される43万円の控除額が異なる場合があります

令和6年度には限度額と所得割額について激変緩和措置があります

- 令和6年3月末までに75歳に到達して資格取得した人および障害認定で資格取得した人については、令和6年度の賦課限度額を73万円とします
- 令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない人については、所得割率10.92%として算定します

保険料の軽減

●均等割の軽減

▷軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定し、被保険者ではない世帯主の所得も、判定の対象です

▷昭和34年1月1日以前に生まれた人の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します

対象者の所得要件(所得が次の金額以下の世帯)	軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割軽減
43万円 + (29万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割軽減
43万円 + (54万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割軽減

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する人となります

▷給与等の収入金額が55万円を超える人

▷公的年金の収入金額が65歳未満で60万円、65歳以上で125万円を超える人

●被用者保険の被扶養者だった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった人は、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります

保険料の支払い方法

保険料の支払いは『年金からの支払い』と『口座振替』を選ぶことができます。口座振替を希望される人はお申し出ください。

ただし、次のいずれかに当てはまる人は『年金からの支払い』ができないため『納入通知書』や『口座振替』により納めていただきます。

- 介護保険料が年金から引かれていない人(年金額が年額18万円未満の人)
- 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分以上を超える人
- 新たに制度に加入し、半年が経過していない人

【問い合わせ】 ○町民課保険医療係 ○北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601